平成２７年（フ）第１２９号
神奈川県横須賀市森崎２丁目４番８号　Ｒａｙ北久里浜104
債務者　山本　　寛
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１４２号
神奈川県横須賀市三春町６丁目65番地　松喜荘202
債務者　板井　　一
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１４８号
神奈川県横須賀市西浦賀３丁目12番10号
債務者　原田　光一
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第３６３号
北九州市八幡西区則松５丁目17番７―307号
債務者　花木　貴子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７６０号
愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字川畔160番地　ベジタブルハイムＡ棟303号
債務者　松本　美緒（旧姓八木）
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１００号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番101―523号（大幸東団地）
債務者　村川　良子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８号
神奈川県逗子市桜山９丁目３番39号
債務者　松井　滉佑
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１０９４号
愛知県知多市岡田美里町82番地　エル美里102
債務者　山中　千之
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１９０号
名古屋市中川区南八熊町７番23号（クレスト八熊５Ｇ号室）
債務者　中嶋　利行
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２５８号
愛知県海部郡大治町大字砂子字千手堂650番地　アメニティ大治一番館601号
債務者　大瀧めぐみ
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９８号
山口県周南市大字下上1298番地の１　コンフォース103号、前住所山口県防府市自由ケ丘３丁目11番６号
債務者　砂田眞砂子（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４８９１号
千葉県市川市八幡１丁目４番22号　慈恵ビル１階
破産者　医療法人社団徳友会
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８９９号
神奈川県逗子市久木３丁目４－９　ｐｕｒｅ　ｆｉｅｌｄ　ｖｏｌ．１　Ｃ号室
破産者　長尾　　淳
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７９８号
東京都台東区三ノ輪１丁目１―10
破産者　池田　　猛
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９１０号
大阪府大阪市北区中津１丁目18番14号
破産者　有限会社紀和
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４号
東京都新宿区箪笥町39―301
破産者　渋谷　剛史
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１３号
千葉県船橋市松が丘３丁目41―12
破産者　冨澤　　翔
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３６６号
東京都板橋区若木２丁目８番７号
破産者　株式会社コロン
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３９５号
埼玉県蕨市南町１―１―14―103、住民票上の住所埼玉県川口市弥平１丁目17―14―404
破産者　市原　清二
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部